

革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）

研究開発プログラム
「重介護ゼロ社会を実現する革新的サイバニック
システム」

研究開発提案募集のご案内
[公募要領]

プログラム・マネージャー
山海 嘉之

平成 29 年 7 月

公募概要

研究開発プログラム名：「重介護ゼロ社会を実現する革新的サイバニックシステム」

PM：山海 嘉之

公募のスコープ：

1. 「サイバニックデバイス／システムの研究開発」

応募方法： HP からの申請書提出

(公募情報 HP: <http://www.jst.go.jp/impact/koubo/cybernic1/>)

公募期間： 8 月 1 日－8 月 29 日

締切：8 月 29 日正午

審査～研究開発開始のスケジュール（予定）：

8 月下旬 書面審査

9 月上旬 面接審査

9 月中旬以降 研究開発機関の承認・確認（推進会議、有識者会議）

9 月下旬 選定機関への通知

10 月頃～ 委託研究開発契約締結・研究開発の開始

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、申請時に応募入力フォーム上で修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されてい

ない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、申請時に応募入力フォーム上で修了していることを申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講は、平成 29 年度公募申請用 CITI ウェブサイトから行ってください。

(公募申請用 CITI <https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>)

※受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail: rcr-kousyu[at]jst.go.jp

(※スパムメール対策をしています。送信の際は[at]を@に換えてください。)

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 山海 PM 公募担当

E-mail: impact-cybernetics@jst.go.jp

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

JSTはダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JSTは、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JSTは女性研究者の積極的な応募に期待しています。JSTでは、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JSTはダイバーシティを推進しています。

JSTのダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護に

ついて支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

目次

I. 募集について

1. I m P A C Tとは
2. 研究開発プログラムについて
 - (1) 研究開発プログラムの概要
3. 提案を求める内容について
 - (i) 提案を求める研究開発課題の内容
 - (ii) 予定する研究開発期間
 - (iii) 予定する研究費

II. 応募/選考について

1. 応募について
 - (1) 応募要件等
 - (2) 応募方法
 - (3) 研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて
2. 選考について
 - (1) 選考の流れ
 - (2) 選考の基準

III. 研究開発の実施について

1. 研究実施計画について
 - (1) 研究実施計画の作成
 - (2) 加速、中止等の扱い
2. 実施体制
3. 実施規約と委託研究開発契約
4. 成果情報の扱い
 - (1) 成果の公表
 - (2) 技術情報の保全
5. 知的財産権の扱い
 - (1) 知財運用会議
 - (2) 知的財産権の帰属
 - (3) 知的財産権の出願
 - (4) 知的財産権の移転
 - (5) 知的財産権の実施、実施許諾
6. 委託研究開発契約
 - (1) 研究費について
 - (2) 契約の締結・更新

- (3) 委託研究費に関する留意点
- (4) 繰越について
- 7. 研究開発の推進に係るその他の責務等
 - (1) 研究開発責任者
 - (2) 研究開発機関

IV. 研究開発提案書の記入要領

V. 応募に際しての注意事項

- 1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について
- 2. 不合理な重複・過度の集中に対する措置
- 3. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況
- 4. 研究費の不正な使用および不正な受給に関する措置
- 5. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置
- 6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について
- 7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
- 8. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について
- 9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置
- 10. 人権の保護および法令等の遵守への対応について
- 11. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)
- 12. 研究者情報の researchmap への登録について

VI. 革新的研究開発推進プログラム(I m P A C T)について(参考)

- 1. 革新的研究開発推進プログラムについて
 - (1) 目的
 - (2) I m P A C T の特徴
- 2. I m P A C T の実施体制について
 - (1) 総合科学技術・イノベーション会議の役割
 - (2) PMの役割
 - (3) 研究開発機関の役割
 - (4) J S T の役割
- 3. 研究開発プログラムについて
 - (1) 研究開発プログラムとは
 - (2) 全体期間と最終年度の取扱い

(参考1)「重介護ゼロ社会を実現する革新的サイバニックシステム」実施規約

(参考2)委託研究開発契約書ひな形

I. 募集について

1. ImPACTとは

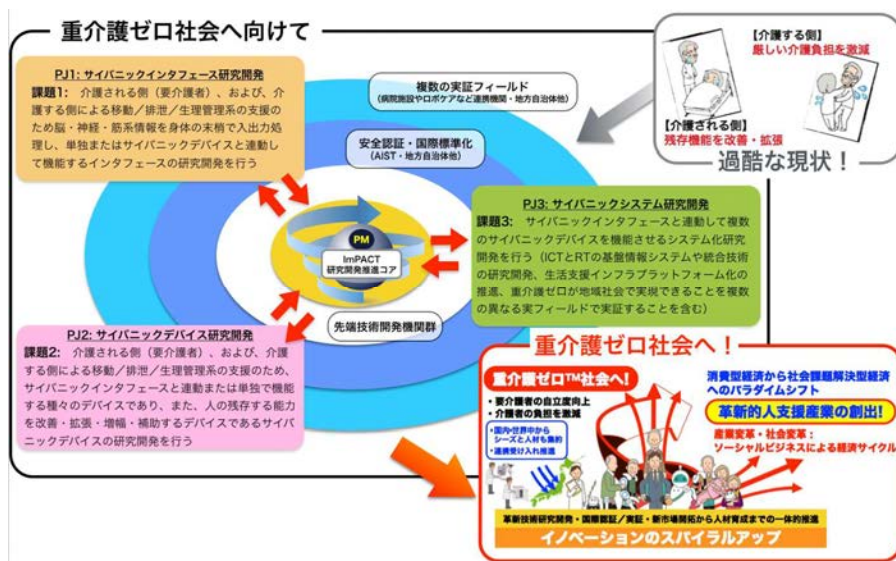
革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）¹は、革新的な科学技術イノベーションの創出を目指す、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）のプログラムであり、研究開発をマネジメントする立場であるプログラム・マネージャー（PM）に大胆な権限を付与し、PMが自らの研究開発プログラム構想に基づき、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を推進することを特徴とします。

本募集は、PMが自らの研究開発プログラム構想を実現するために、必要な研究開発について提案を求めるものです。

2. 研究開発プログラムについて

（1）研究開発プログラムの概要

本プログラムでは、課題解決へのアプローチとしては、脳・神経・筋系情報を入力出力処理するサイバニックインタフェースの研究開発、及び、介護される側とする側の生活の支援（移動／排泄／生理管理等の生活支援）・拡張のためのサイバニックデバイスの研究開発、さらに、サイバニックインタフェース・デバイスを連動させたサイバニックシステムの研究開発として、ICTとRTの基盤情報システムや統合技術の研究開発を行うことで生活支援インフラプラットフォーム化を進め、これを社会実装することで、当該革新技術による新産業化を推進します。さらに、重介護ゼロ社会の実現のため、「介護する側」および「介護される側」の両観点からのアプローチで、「重介護ゼロ社会を実現する革新的サイバニックシステム」の研究開発プロジェクトを「サイバニックインタフェースの研究開発」、「サイバニックデバイスの研究開発」、「サイバニックシステムの研究開発」として推進します。



¹ ImPACTについての詳細は、VI. 革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）について（参考）（p. 49～）をご覧ください。なお、ImPACTにおいて、JSTはCSTIが決定したPMを雇用・支援し、PMが選定した研究開発機関と委託研究開発契約を締結します。

3. 提案を求める研究開発について

本公募において、提案を求める研究開発は以下の通りです。

(1) スコープ1 「サイバニックデバイス／システムの研究開発」

本公募による研究開発では、介護される側（要介護者）、および、介護する側による生活支援(移動／排泄／生理管理等の生活支援)のためサイバニックインタフェースと連動または単独で機能する種々のデバイスであり、また、人の残存する能力を改善・拡張・増幅・補助するデバイスであるサイバニックデバイス、および、統合化を実現するための通信技術等で連動させるシステム化の研究開発を行います。生活支援(移動／排泄／生理管理等の生活支援)により、重介護状態から改善されることをプロジェクト期間中の目標とします。

(i) 提案を求める研究開発課題の内容

①公募する研究開発課題の内容

当該プログラムで必要となるサイバニックデバイス／システムとして、下記のA)～E)のデバイス／システムを仕様を満たすように研究開発すること

A) 歩行動作統合管理システム：歩行困難者の歩行動作に伴う身体的・生理的データが測定でき、その中に入って歩行機能の改善を促進することができる統合管理システム

B) トイレドッキング機能付き排泄支援ロボ：排泄介護の省力化のためにベッドサイドからトイレまで行き、排泄可能な位置まで進入可能なドッキング型の排泄支援ロボ

C) 移動機能付き見守りロボ：介護者の日常的な見守り作業を軽減し、要介護者にとっても常時監視される心理的負担を軽減するため、自律走行して要介護者の近くまで移動し、就寝中を含む要介護者の存在を確認しバイタル情報(体温や呼吸等)をモニタすることで安否を確認でき、遠隔から操作することでコミュニケーションを行うことができる見守りロボ

D) 自立歩行に向けた歩行改善を支援する歩行支援移動ロボ：歩行困難者の歩行時の安全を確保し、歩行器型のロボットが歩行者と一定の距離を保ちながら移動し、歩行機能の改善に伴って、歩行者は手を添えて歩行することができたり、さらに手を添えないで完全に自立した状態で歩行できたりすることを可能とする歩行支援移動ロボ

E) 次世代型生体信号計測・制御デバイス：ALS 患者等の意思伝達困難者の意

思情報を検出し、外部機器を制御する機能を有するデバイス

A) 歩行動作統合管理システムのPMの想定する要求仕様：

- ・トレッドミル方式で歩行できる構造であること（0～6km/h）

- ・ハーネスによる転倒防止機能・免荷機能を備えていること
(耐荷重 最大 120kg、最大高さ 260cm)
- ・歩行時の人の姿勢安定をリアルタイム制御できること
- ・歩行時の脚の状態を把握するためのモーションキャプチャ機能を備えていること
- ・バイタル情報のモニタリングができること(血圧、体温、心拍数、または、心電位)
- ・当該システムのデータ処理部については GPU で構成されること
- ・他のデバイス／システムと通信できること

B) トイレドocking機能付き排泄支援ロボの PM の想定する要求仕様：

- ・人を搭乗させベッド-トイレ間の往復を操縦、または、自動走行により可能なこと(周囲の地図生成機能を有すること)
- ・障害物回避ができること
- ・トイレとDockingできること
- ・介護者による遠隔操縦ができること
- ・当該デバイスのデータ処理部については GPU で構成されること
- ・他のデバイス／システムと通信できること

C) 移動機能付き見守りロボの PM の想定する要求仕様：

- ・指定した地点への自律走行、および、遠隔操縦が可能なこと(周囲の地図生成機能を有すること)
- ・人では見えにくい暗がりでも要介護者の存在を確認しバイタル情報として体温等を取得できること
- ・障害物回避ができること
- ・遠隔コミュニケーション機能を有すること(カメラ位置制御機能)
- ・当該デバイスのデータ処理部については GPU で構成されること
- ・他のデバイス／システムと通信できること

D) 歩行支援機能付き歩行器ロボの PM の想定する要求仕様：

- ・歩行器の構造を有すること
- ・人との距離を非接触であっても一定に保つ自律走行機能を有すること
- ・障害物回避ができること
- ・当該デバイスのデータ処理部については GPU で構成されること
- ・他のデバイス／システムと通信できること

E) 次世代型生体信号計測・制御デバイスの PM の想定する要求仕様：

- ・意思伝達が困難な方の意思と連動した生体電位情報を検出できること
- ・コンピュータや環境制御装置への入力デバイスとして利用できること

- ・当該デバイスのデータ処理部については、GPU で構成されること
- ・他のデバイス／システムと通信できること

その他、提案者のこれまでの研究開発・保有技術を通じて、本デバイスの目的達成に効果的な機能、仕様の実現が考えられる場合、提案すること。

②研究開発機関に求める能力：

人・ロボット・情報系に関する融合複合技術ならびに関連する知財を有し、機器・デバイスの設計開発能力を有すること。医療・福祉・生活に関わるロボット技術分野の国際標準規格を熟知し、それに沿った研究開発を行う能力を有すること。

(ii) 予定する研究開発期間

平成 29 年 10 月～平成 30 年 10 月

(iii) 予定する研究開発費

公募採択者の予算レベル（１年１ヶ月の研究期間の直接経費と管理経費の合計額（消費税等を含む））

- ・上限 3 億円程度

Ⅱ．応募/選考について

1．応募について

(1) 応募要件等

(i) 研究開発提案者の要件

- a. PMの研究開発プログラム構想を実現するために、PMが提示するスコープに合致した課題の達成に向けて、個人若しくは研究チームにより研究開発を推進できる研究者であること。

研究チームで提案し採択された場合、JSTは研究開発提案者、及び研究開発担当者の所属する研究開発機関毎に委託研究開発契約を締結し、研究開発提案者、及び研究開発担当者は、それぞれ当該研究開発機関の研究開発責任者としての位置付けになります。詳しくは、「Ⅲ．研究開発の実施について」(11 ページ-)をご参照ください。

- b. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを応募時までに修了していること。

申請時以前に所属機関で研究倫理講習を受けている方や、過去にJSTの事業等においてCITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合は、申請時に応募入力フォーム上で修了していることを申告してください。所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてCITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。詳しくは、「Ⅴ．応募に際しての注意事項」(38ページ-)をご参照ください。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

(ii) 研究体制の要件

以下の要件を満たす必要があります。

- a. PMの構想を実現する上で最適な体制であること。
- b. 他の研究開発機関の研究開発担当者を配置する場合、当該研究開発担当者が研究構想実現のために必要不可欠であり、研究目的の達成に向けて大きく貢献できること。
- c. 海外研究開発機関が研究開発提案者および研究開発担当者が所属する研究開発機関として参加する(海外の研究開発機関に所属する研究者が主たる研究者として参加する)場合は、研究構想実現のために必要不可欠であり、当該の海外研究開発機関でなければ研究実施が不可能であること。なお、選定には総合科学技術・イノベーション会議の下に設置される、革新的研究開発推進会議(以下、「推進会議」といいます。)の承認を必要とします。

※ 海外の研究開発機関を含む研究体制を希望される場合には、研究開発提案書に、

海外の研究開発機関に所属する研究者が必要であることの理由を記載してください。

(iii) 研究開発機関の要件

- a. 研究開発提案者および研究開発担当者が所属する研究開発機関は、所要の条件を満たして、PMの定める実施規約に参加するとともに、JSTとの委託研究開発契約を締結できることが必要です。応募に際して、研究開発提案者及び研究開発担当者は必要に応じて、所属研究開発機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

※ 民間企業等の大学等以外の研究開発機関も対象となります。

※ 詳しくは、「Ⅲ. 研究開発の実施について」(11 ページ-)をご参照ください。

- b. 研究開発機関が海外研究開発機関である場合は、更に以下の条件を満たす必要があります。
- ・ 当該の海外研究開発機関とJSTとの間で、知的財産権の共有(各々50%ずつ保有)ができること(海外研究開発機関に対しては、産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール条項)は適用されません)。
 - ・ JSTが指定するガイドラインに基づき適切な経費執行が可能であり、研究費の支出内容を表す経費明細(国内機関の場合は収支簿に相当)を英文で作成の上、JSTへ提出できること。
 - ・ 原則として、JST指定の契約書様式にて契約締結ができること。

(iv) 研究開発提案者及び研究開発担当者とPMの利害関係について

研究開発提案者及び研究開発担当者の所属する研究開発機関がPMと下記の「PMに関係する機関」のいずれかに該当する場合、PMが当該研究開発機関を選定する際、推進会議の承認が必要となります。承認にあたっては、研究開発プログラムの推進に真に必要と認められることが求められています。

※申請に当たっては申請書のチェック欄に該当する項目を明記して下さい。

「PMに関係する機関」の範囲

「PMに関係する機関」とは、研究開発機関における研究開発担当者が以下のいずれかの関係に該当する場合の機関をいう。

- ① PMと親族関係にある者もしくはそれと同等の親密な個人的関係。
- ② PMの兼業元あるいは出向元である大学、独立行政法人等の研究機関に所属している者。あるいは、同一の企業に所属している者。
- ③ PMと緊密な共同研究を行っている者。または過去5年以内に緊密な共同研究を行った者。
- ④ 過去に通算10年以上、PMと「密接な師弟関係」あるいは直接的な雇用関係にあった者。
- ⑤ その他推進会議が利害関係者と判断した場合。

なお、研究開発提案にあたっては、C S T I 等による I m P A C T に関する決定文書を踏まえ、I m P A C T の主旨等をよく理解いただいた上で提案下さい。

I m P A C T に関する C S T I 等の主な決定文書は以下の通りです。

- ✓ 革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）運用基本方針（2014 年 5 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議改訂）
<http://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/kakushintekikenkyu/siryo2.pdf>
- ✓ 革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）運用基本方針取扱要領（2016 年 12 月 8 日 革新的研究開発推進会議改訂）
<http://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/kakushintekikenkyu/unyoyouryou.pdf>
- ✓ 革新的新技術研究開発基金の運用に係る方針（2016 年 3 月 24 日 革新的研究開発推進会議改訂）
<http://www8.cao.go.jp/cstp/sentan/kakushintekikenkyu/kikinhoushin.pdf>

（２）応募方法

提案は、下記 HP の提案申請サイトより提案書をアップロードいただくことで行います。

公募 HP : <http://www.jst.go.jp/impact/koubo/cybernic1/>

I m P A C T 公募一覧ページ <http://www.jst.go.jp/impact/koubo.html> から
も入ることが出来ます。

提出物：

1. 「重介護ゼロ社会を実現する革新的サイバニックスシステム」研究開発提案書
1 部

締切：8 月 29 日（木）正午

（３）研究開発提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究開発提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

○採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究開発課題名、所属研究開発機関名、研究開発責任者名、予算額および実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。研究開発課題の採択にあたり、研究開発責任者の氏名、所属、研究開発課題名、および研究

開発課題要旨等を公表する予定です。

なお、採択課題の研究開発提案書は、採択後の研究開発推進のためにPM、JSTが使用することがあります。（上記公表予定情報以外の情報について、公開するものではありません）

○e-Rad から内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

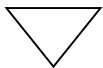
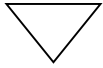
研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

2. 選考について

(1) 選考の流れ

P Mが、外部の有識者の協力を得て、書類審査、面接審査により選考を行います。必要に応じて、その他の調査等を行う場合があります。(研究開発提案者及び研究開発担当者が営利機関等に所属する場合は決算書の提出を求める場合があります。)

この選考に基づき、P Mは研究開発機関を選定します。

公募締切	8月29日正午必着
① 書類選考 	8月下旬 評価者が応募された提案書類を審査し、面接選考の対象となる提案を選考します。
② 面接選考 	9月上旬 面接選考を実施します。面接選考には応募者本人が出席して下さい。
③ 評価者による選定 	9月中旬 書類選考・面接選考の結果を踏まえ、P Mが研究開発機関を選定します。
④ 研究開発機関決定	9月下旬 P Mの選定結果に基づき、研究開発機関について有識者会議が確認、または推進会議が承認を行います。

選考は非公開で行い、選考に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守します。なお、選考の経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 選考の基準

選考における評価項目及び基準は以下のとおりです。

- ① 当該プログラムを推進するために設定された課題を達成する技術開発提案となっているかどうかを評価
 - ・ 提示された仕様を満たしていること。(選定基準)
 - ・ 提案者が保有する技術を用い、研究開発の独創性を有すること。
 - ・ 人・ロボット・情報系に関する融合複合技術ならびに関連する知財を有するなど研究開発の社会実装の実現性があること。
 - ・ 提案するデバイス／システムの実現性と機能を判断することが可能な図が添付されていること。(設計根拠が明確に説明できる図や計算結果があることが望ましい)
- ② 研究開発の目標、達成時期の妥当性
 - ・ 提示された仕様を満たしていること。
 - ・ 研究開発期間：平成29年10月～平成30年10月中に実現すること

が十分可能と判断される計画となっていること
(・マイルストーン)

- ③ 研究開発の実施体制、実施規模の妥当性（予算に見合った実施体制／規模となっているか）
（例：研究開発者数、水準など）
- ④ その他PMが定める事項
 - ・ 医療・福祉・生活に関わるロボット技術分野の国際標準規格を熟知していることが望ましい。

Ⅲ. 研究開発の実施について

1. 研究実施計画について

(1) 研究実施計画の作成

採択後、研究開発責任者は、PMの指示の下、PMの研究開発プログラムに基づき、実施期間全体に係る研究開発計画（全体）と、年度毎の実施内容を記載した研究開発計画（年次）を作成し、当該計画に基づいた研究開発を行います。

(2) 加速、中止等の扱い

ImPACTでは、PMが、進捗状況等に応じて研究開発の加速、減速、中止、方向転換等を柔軟に実施します。研究開発期間中に、PMにより研究開発の修正等を求められた場合、研究開発責任者はPMの指示に従うとともに、研究開発計画の修正等を行います。

なお、研究開発計画に変更があった場合、必要に応じて、JSTは研究開発機関との契約変更等を行います。

2. 実施体制

研究開発の実施にあたり、各研究開発機関はPMが定める秘密保持、知的財産の扱い等を規定した実施規約に合意し、その上で、JSTと委託研究開発契約を締結します。JSTは、当該委託研究開発契約に基づいて、概算払い（四半期毎等）または精算払いにより委託研究費を支出します。

研究開発期間中、研究開発責任者はPMによる研究開発の実施管理を受けることになります。研究開発責任者は、PMに対し、研究開発状況、成果、発明及び知財等について適切に報告を行い、研究開発プログラムの推進を担うことが求められます。また、研究開発責任者は、PMが実施する、広報・アウトリーチ活動など研究開発プログラムの成果についての対外発信等への積極的な参加が求められます。

3. 実施規約と委託研究開発契約

参加する研究開発機関は、PMの定める実施規約に参加し、実施規約に定める内容を遵守するとともに、JSTと委託研究開発契約を締結します。実施規約への参加、及び委託研究開発契約が締結できない場合には、当該研究開発機関では研究開発を実施できません。

海外の研究開発機関の場合、実施規約の扱いは別途協議となりますが、「Ⅱ. 1. (1) (iii) 研究開発機関の要件 (p. 6-)」に記載の諸要件を満たす必要があります。

実施規約	全ての研究開発機関に共通する知的財産権の取扱いなどを規定し、PM、研究開発機関及びJSTが参加。（海外機関の取扱いは別途検討）
委託研究開発契約書	PMと各研究開発機関との間で調整した研究実施計画を盛り込み、JSTと研究開発機関で締結。

実施規約のポイント		
研究開発プログラムの運営	研究開発プログラム計画	・PMは研究開発プログラム計画の策定及び変更を行う。 ・研究開発機関はPMに従う。
	運営会議の設置	・研究開発プログラムの推進に関する重要事項の連絡/調整
情報管理、秘密保持	情報共有	・研究開発プログラム内での成果情報共有
	秘密保持	・研究開発機関等が保有する情報の保持（研究開発プログラム内外を問わず）
成果情報の取扱い	成果情報の公開	・成果情報は、積極的に公開
	特定技術情報の保全、安全保障輸出管理	・デュアルユース技術に係る情報等の保全 ・安全保障輸出管理の遵守 ・特許出願、成果発表について要事前申請
知的財産権	知財運用会議の設置	・研究開発プログラムに関連する知的財産権の運用について協議。
	知的財産権の帰属	・委託研究により生じた知的財産権は、研究開発機関に帰属。（日本版バイ・ドール適用）
	知的財産権の出願	・PM・JSTが出願可否等について判定。 ・費用は直接経費からの支出が可能。
	知的財産権の移転	・PMの意見を聞きつつ、JSTが承認。（重要な判断を要する場合は、推進会議が必要に応じて判断。）
	実施、実施許諾等	・知財所有機関の自己実施を原則 ・実施許諾等は、知財運用会議にて協議

※情報管理・成果情報、及び知的財産の扱い等は、委託研究開発契約終了後も対象事項の消滅まで有効となります。

4. 成果情報の取扱い

（１）成果の公表

IMPACTは、国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、積極的な成果情報は公開が求められます。知的財産の取得に配慮しつつ、積極的な情報の発信を行ってください。

得られた研究開発成果を論文等で発表する場合は、IMPACTの成果である旨の記述を行っていただきます。

また、PM及びJSTが国内外で開催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究開発成果を発表していただきます。また、科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。

（２）技術情報の保全

研究開発成果に関する情報に、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用できるデュアルユース技術に係る情報が含まれる可能性があるため、それら

の技術情報について、PMが適切に管理を行います。

具体的には、研究開発機関は、研究開発成果の公表、及び知的財産権の出願にあたり、公表・出願の事前にPMに対して研究開発成果公表申請書、又は発明等届出書を提出し、公表・出願の承認を求めます。PMは、研究開発成果に関する情報に、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用できるデュアルユース技術に係る情報が含まれると判断する場合、該当する技術情報を特定し、内容の変更や必要に応じた公表差し止めも含め、当該技術情報の保全、及び安全保障輸出管理等の技術情報の管理を行います。

5. 知的財産権の取扱い

研究開発機関は、実施規約にも基づき、以下の知的財産等の取扱い等を遵守します。

(1) 知財運用会議

PMは、研究開発プログラムに関連する知的財産権の運用について協議する場として知財運用会議を設置し、研究開発機関はPMの判断により参画します。知財運用会議は、PM、JST、研究開発機関の一部（協議対象となる知的財産権に関連する機関を含む）から構成され、必要に応じ外部有識者の参加を求めます。議長はPMが務めます。PMが、研究開発機関に知財運用会議への参加を求める場合、研究開発機関はこれに応じる必要があります。

知財運用会議では、

- ① 参加研究開発機関による相互利用実施料等の実施条件に関する合意
- ② 参加研究開発機関以外の者に対する知的財産権の実施許諾に関する実施条件等の決定
- ③ 複数の参加研究開発機関による共同発明に係る知的財産権の持ち分比率の決定（持分比率について当事者間の同意が得られない場合）
- ④ 参加研究開発機関以外の者が関与する場合（再委託を含む）の知的財産権の取扱いの決定
- ⑤ 参加研究開発機関が研究開発プログラム参加前から保有していた知的財産権（バックグラウンド IP）が、研究開発プログラムの遂行又は研究開発プログラムの成果の実用化等に必要となる場合の合意
- ⑥ その他、知財の権利化、運用に関することで、研究開発機関間の合意が必要な事項

について協議し、決定を行います。

なお、知財運用会議において同意に至らない場合は、研究開発プログラム実施期間中は、PMが決定することになります。（研究開発プログラム終了後はPM及び研究開発機関の意見を聞きつつJSTが決定を行うことになります）

知財運用会議は、①軽微な協議、②研究開発プログラム終了後の協議の場合は、書面協議により開催される場合もあります。

(2) 知的財産権の帰属

本研究開発プログラムの委託研究開発により生じた知的財産権は、委託研究開発契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究開発機関が遵守すること等を条件として、原則として研究開発機関に帰属します。ただし、海外研究開発機関に対しては適用されません。

（３）知的財産権の出願

研究開発プログラムの成果をもとに知的財産として出願する流れは以下の通りです。

- ①研究開発機関は、研究開発プログラムの実施において発明等が得られた場合は、速やかに、PMおよびJSTに「発明等届出書」を提出します。
- ②PMは、「発明等届出書」の提出を受け、必要に応じて当該研究開発機関等と協議しつつ、特許等出願の可否及びノウハウ化について判定し、2週間以内に判定結果を連絡します。
- ③PMは、②で特許等出願を行うとの決定がなされた知財に、国民の安全・安心に資する技術と産業技術の相互に転用可能なデュアルユース技術も含まれると判断されるときには、国際的な平和及び安全の維持の観点から当該研究開発機関と出願内容、出願時期等を協議します。

なお、研究開発プログラムとして特許等出願を行うとの決定がなされた知財については、研究開発機関が当該知財の出願、取得、維持等に関する手続きを行います。（共願の場合は、手続きを担当する者を、研究開発機関間の協議により決定します）

また、出願・維持等に係る費用は、研究開発プログラム実施期間中は、委託研究における直接経費から支出できます。（研究開発プログラム終了後は、プログラム知財の所有者が負担します）

研究開発機関に帰属した知的財産権が、出願・申請、設定登録、放棄、または実施がなされた際は、JSTに対して所要の報告をしていただきます。また、権利化に伴う研究開発機関間の判断など、必要に応じて知財運用会議で協議します。

なお、委託研究開発の実施に伴い発生する知的財産権は、研究開発機関に帰属する旨の契約を当該研究開発に参加する研究者等と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。

（４）知的財産権の移転

研究開発機関は、研究開発プログラムの実施により得られた知財を移転（売却、合併等）しようとする場合は、予めJSTに申請し、移転の承認を得る必要があります。JSTは、研究開発機関から移転の申請のあった知財について、必要に応じPMの意見を聞きながら、次のいずれかに該当する場合は、移転を承認しないことができます。

- ① 知財に係る権利及び義務関係が継承されることが確認できない場合。
- ② 技術流出等により我が国の国際競争力に支障が及ばないことが確認できない場合。

また、重要な判断を要する場合は、J S Tは推進会議に報告し、推進会議は必要に応じて承認の可否を判断します。

なお、研究開発機関が、研究開発プログラムの実施により得られた知財を放棄しようとする場合は、P Mのマネジメントの下、他の参加研究開発機関等への譲渡を検討する等、本研究開発プログラムにおける成果の有効活用に留意してください。

(5) 知的財産権の実施、実施許諾

知的財産権の実施、及び実施許諾に関する優先順位は以下の通りです。なお専用実施権の設定は、知的財産権移転の手続きに準拠します。

① 優先順位 1（自己実施）

知的財産権を所有する研究開発機関は所有する知財について、自由かつ無償で実施できます。ただし、大学等が共有者になっている知財に関する不実施補償の扱いについては当該企業・大学等の当事者間で真摯に協議し、P M・J S Tは合意に努めます。

研究開発機関に所属する発明者等がベンチャー企業の起業により、研究開発プログラムの実施により得られた知財を利用した事業を実施しようとするときは、研究開発機関は、当該知財の譲渡、あるいは実施許諾等により、当該ベンチャー企業による事業の実施の支援に努めるものとします。

② 優先順位 2（研究開発プログラム内における実施許諾）

優先順位 1 の自己実施に（著しい）障害がない場合には、研究開発プログラム内の研究開発機関に実施許諾を行うなど、研究開発プログラムから得られる成果の社会的・経済的価値の最大化に努めます。ただし、知財運用会議における実施料等の実施条件に関する合意を前提とし、協議において知的財産権を所有する研究開発機関は、実施許諾について意見を述べるができることとしています。

③ 優先順位 3（第三者に対する実施許諾）

国の事業であるという性質上、公益性に配慮する観点から第三者に対しても実施許諾が可能としています。その際、実施許諾条件は知財運用会議において協議することとし、優先順位 2 の実施に著しい不利益がないように措置します。

6. 委託研究開発契約

(1) 研究費について

研究費とは、J S Tが委託研究開発契約等により研究開発機関に対し配分する委託研究費のことです。なお、研究開発は、最長で平成 30 年 12 月 31 日までとなり、その後、平成 31 年 3 月 31 日までは、成果のとりまとめ等に関わる人件費等のみ支出が可能です。以下に、委託研究費の経費区分に関して記します。

直接経費	プロジェクトの研究開発に必要となる物件費および人件費全般 ①物品費： 備品、消耗品等を購入するための経費、主として研究開発に用いる研究開発設備の設置・機器の購入のための経費 ②旅費： 研究者及び研究支援者・研究補助者の海外・国内出張等 ③謝金・人件費等： 研究者及び研究支援者・研究補助者の人件費や研究開発への協力に係る謝金等 ④その他： 上記のほか、知的財産経費等当該研究開発課題を実施するための経費に充当可能
管理経費	直接経費の合計の 10%以下まで計上可能
直接経費における費目間の流用は、各年度予算額(直接経費)の総額のそれぞれ 50%の範囲内であれば、JSTへの手続きを経ることなく行うことができることとしています。ただし、総額の 50%を超える流用を行おうとする場合には、PMの了承のもとに、JSTの承認を得る必要があります。その際は委託研究開発契約の変更を伴う場合があります。	

(2) 契約の締結・更新

JSTと研究開発機関が締結する委託研究開発契約は、2年契約とし、PMの研究開発プログラム計画をもとに1年ごとに更新延長を行うこととなります。なお、研究開発予算は、毎年度、CSTIによる翌年度予算及び継続実施上必要な最低限の翌々年度予算（年度当初に必要な経費、及び人件費）の承認を得て決定します。その上で、JSTに委託研究開発契約締結（変更、中止）依頼を計画書と共にご提出ください。

また、委託研究開発契約等は複数年度契約（2ヵ年）を締結しますが、年度毎に金額を確定する処理を行います。

(3) 委託研究費に関する留意点

① 知的財産経費

PMが研究開発プログラムの成果と認める場合、研究開発プログラム実施期間中、出願・維持にかかる経費について直接経費からの支出を可能とします。

② 民間企業等への研究委託の扱い

民間企業等については、毎年与信等の調査を行い、委託研究開発契約及び支払い方法等の調整が行われます。結果によっては、委託研究開発契約が締結できない場合や精算払いになる場合もあります。

③ 取得設備の取扱い

研究費により取得された研究機器等の財産については、大学、企業等を問わず、研究開発機関に帰属しますが、以下の点の遵守が必要です。

(i) 研究開発期間中は売却・移転しないこと

（ただし、委託研究開発担当者が移籍した場合はただちに移転すること）

(ii) 主として本研究開発プログラム目的に使用する

(iii) 主として研究開発終了後も研究開発成果の展開に使用すること

(注) 以下の経費は研究費(直接経費)として支出できません。

- ・ 当該研究開発の目的に合致しないもの
- ・ 管理経費による支出が適当と考えられるもの

(注) 研究費(直接経費)からの支出が適当か否かの判断が困難な場合は、J S T へお問い合わせください。

※ リサーチアシスタント(RA)を雇用する際の留意点

- ・ 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- ・ 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究開発機関にてご判断いただきます。上記の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究開発機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について J S T から制限を設けるものではありません。

(4) 繰越について

当該年度の研究実施計画に沿った研究開発推進を原則としますが、研究開発期間内においては、研究開発遂行が円滑に進展するよう、年度末・年度初めにおいて経費執行の空白期間が生じないように弾力的な経費の執行を可能とします。各年度の研究費において研究開発計画変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、翌年度有効に使用されることを前提に、返還することなく翌年度に引き続き使用することを可能とします。その際、研究開発期間において各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにしてください。

7. 研究開発の推進に係るその他の責務等

(1) 研究開発責任者

- ① 本委託研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

参加する研究員等は、研究上の不正行為を未然に防止するためにＪＳＴが指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)を履修することになります。

- ② 提案した研究開発課題が採択された後、ＪＳＴが実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書をＪＳＴに提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

③ 研究開発の推進および管理

- a. 研究開発責任者は、PMの研究開発プログラムに従い、研究開発計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究開発の遂行に責任を負っていただきます。
 - b. PM、及びＪＳＴに対する所要の研究開発報告書等の提出や、研究開発評価への対応をしていただきます。また、PMが随時求める研究開発進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。
- ④ 研究開発責任者には、研究費の管理(支出計画とその進捗等)を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。
 - ⑤ 自身のグループの研究参加者や、特に委託研究費で雇用する研究員等の研究開発環境や勤務環境・条件に配慮してください。
 - ⑥ 研究開発機関、PM及びＪＳＴが締結する実施規約、ＪＳＴと研究開発機関との間の委託研究開発契約、及びＪＳＴの諸規定に従っていただきます。
 - ⑦ ＪＳＴは、研究開発課題名、研究参加者や研究費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)および内閣府(V. 応募に際しての注意事項(38 ページ -))へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究開発責任者等に各種情報提供をお願いすることがあります。
 - ⑧ C S T I が行う PM の評価、ＪＳＴによる経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

- ⑨ 研究開発終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

(2) 研究開発機関

研究開発機関(研究開発責任者の所属機関)は、プログラムの実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理等を防止する措置を講じることが求められます。

応募に際して、研究開発提案者及び研究開発担当者は必要に応じて、所属研究開発機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。

(ア) 研究開発機関が国内の機関の場合

- ① PM及びJSTと実施規約を締結するとともに、JSTと委託研究開発契約を締結します。効果的な研究開発推進のため、円滑な実施規約、委託研究開発契約締結手続きにご協力ください。また、研究開発契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。実施規約または委託研究開発契約が締結できない場合、もしくは当該研究開発機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究開発機関では研究開発を実施できません。

- ② 研究開発機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定／平成26年2月18日改正)」に基づき、研究開発機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究開発機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

- ③ 研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」に基づき、研究開発機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究開発機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- ④ 研究開発機関は、研究参加者に対して、上記ガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JSTが定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- ⑤ 研究開発機関は、研究費執行にあたって、柔軟性にも配慮しつつ、研究開発機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JSTが定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究開発機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究開発機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)

- ⑥ 他機関に所属する研究者等や本研究開発に係る雇用関係のない学生等を委託研究開発に従事させる場合は、委託研究開発契約等で規定される事項（知的財産権、守秘義務等）が遵守されるよう同意書を得るなど適切にご対応ください。特に研究開発機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究開発機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。
- ⑦ PM、もしくはJSTに対する所要の報告等、およびJSTによる経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- ⑧ 各研究開発機関に対して、課題の採択前、または実施規約及び委託研究開発契約締結前、ならびに契約期間中、事務管理体制および財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関についてはJSTが指定する委託方法に従っていただくこととなる他、委託契約を見合わせる場合や、契約期間中であっても、研究費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。
- ⑨ 研究開発機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究開発機関が委託研究開発契約を締結するに当たっては、研究開発機関の責任において委託研究開発契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究開発契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- ⑩ 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JSTは、平成25年度以降の新規採択の研究開発課題に参画しかつ研究開発機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材（CITI Japan eラーニングプログラム）の履修を義務付けています（履修等に必要な手続き等はJSTで行います）。研究開発機関は対象者が確実に履修するよう対応ください。これに伴いJSTは、当該研究開発者等が機構の督促にもかかわらず定める履修義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究開発機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。
- ⑪ 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JSTとの委託研究開発契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

（イ）研究開発機関が海外の機関の場合

- ① 海外の研究開発機関においては、ＪＳＴが指定するガイドラインを踏まえて研究開発機関の責任により研究費の支出・管理等を行っていただきます。また、研究費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出いただきます。
- ② 委託研究開発契約期間中に執行状況等についての調査・確認を行うことがあります。海外の研究開発機関はＪＳＴの求めに応じて執行状況等の報告を行わなければなりません。報告ができない場合には、当該研究開発機関では研究開発が実施できません。
- ③ 経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、ＪＳＴが研究開発契約を締結すべきでないと判断する場合があります。
- ④ 原則として、ＪＳＴが指定する契約書様式で共同研究開発契約を締結します。研究開発契約が締結できない場合、もしくは当該研究開発機関がＪＳＴの指定するガイドラインに基づき適切な経費執行を行わないと判断される場合には、当該研究開発機関では研究開発が実施できません。
- ⑤ 実施規約の扱いについては、別途協議になります。

IV. 研究開発提案書の記入要領

「重介護ゼロ社会を実現する革新的サイバニックシステムにおける
サイバニックデバイス／システムの研究開発」研究開発提案書

応募するスコープ	サイバニックデバイス／システムの研究開発
研究開発提案者（研究開発責任者）氏名	
所属機関・部署・役職	
研究者番号	
学歴 (大学卒業以降)	
研究開発歴 (主な職歴と 研究開発内容)	
研究開発期間	2017 年 10 月 (H29.10)～ 2018 年 10 月 (1 年 1 ヶ月)
研究費	全研究開発期間での研究費総額 (千円)

要旨

○ 提案する研究開発の要旨

*PM*の構想を実現するために具体的にどのような研究開発を行い、その結果、*PM*の掲げる達成目標をいかに実現していくのか、概要を記載ください。(2 ページ以内)

作成に当たっては、本要旨のみで、提案内容が十分理解できるように記載して下さい。

研究開発計画

- ・ 評価者が理解しやすいように記述してください。そのため、必要に応じて図や表も用いてください。
- ・ 11 ポイント以上の文字等を使用してください。
- ・ 本研究開発計画の中では論文・著者リストの記載内容を適切に引用することにより、提案者自身の業績との関係が明確となるようにしてください。

1. PMの掲げるスコープ・達成目標実現のための課題設定

PMが掲げるスコープ・達成目標に対し、どのような課題が設定されるのか具体的に記載下さい。その上でその課題解決のためにどのような技術シーズを用いるのか記載下さい。(自らの技術シーズであること) 当該技術シーズの具体的内容について、どのようなものであるか詳述するとともに、他のシーズと比べての優位性がわかるように記載ください。

2. 研究開発実施の基盤および準備状況

本研究開発を推進する基盤となる、

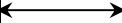
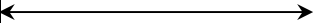
- ・ 研究開発提案者自身(および必要に応じて研究開発担当者)のこれまでの研究開発の経緯と成果
- ・ その他の予備的な知見やデータ等(存在する場合)

について、具体的に記載してください。

特に、当該研究実施体制がそれらを保有等していることで、研究開発の実施にいかに優位であるか、明示ください。

3. 研究開発計画とその進め方

- ・ 1 で記載した内容をどのような研究開発で進め、いつ目標を達成できるのか、
- ・ 研究開発をどのような体制で実施するのか、研究開発提案者・研究開発担当者の役割分担及び相互関係も含め、研究開発計画及びその進め方を記載してください。
- ・ 1 で記載した内容の達成にあたり予想される問題点とその解決策を含みます。
- ・ この研究開発計画において想定される知的財産権等(出願やライセンス、管理を含む)について、現在の関連知的財産権取得状況、研究開発を進める上での考え方を記述してください。
- ・ 線表では、研究開発項目ごと研究開発のマイルストーン(研究開発の途上での、研究開発の達成度の判断基準と時期)を示しつつ、タイムスケジュールの大枠を示してください。

研究開発項目	平成 29年度	平成 30年度
<以下は例示> 1. ××××の開発 ・○○の設計 ・○○の試作 ・○○の評価	  	

研究開発期間について、PMが提示する期間と異なる期間を提案いただくことも可能ですが、その場合は、研究開発に必要な期間及びその理由を提案書に明示ください。ただし、研究開発期間は、PMとの調整後の決定となります。なお、研究開発は、最長で平成30年12月31日までとなり、その後、平成31年3月31日までは、成果のとりまとめ等に関わる人件費等のみ支出が可能です。

4. PMが研究開発機関に求める能力への対応

PMが求める能力（PMが課題達成のために重視するポイント）を、当該研究開発実施機関・体制がどのように満たしているのか、その根拠とともに、当該研究開発実施体制の優位性を具体的に記載して下さい。

5. 研究費計画

- ・ 費目別の研究費計画と研究開発グループ別の研究費計画を年度ごとに記入してください。
- ・ 採択された後の研究費は、PMの研究開発プログラム全体の予算状況、及び、PMのマネジメントの下研究開発の進捗状況等に応じ、研究期間の途中に見直されることがあります。

費目別の研究費計画 (全体)

		初年度 (H29. 10～H30. 3)	最終年度 (H30. 4～H30. 10)	合計 (千円)
直接 経 費	設備備品費			
	消耗品費			
	旅費			
	人件費・謝金			
	その他			
直接経費 合計				
管理経費 (直接経費の合計 の10%以下)				
合計(千円)				

研究費の費目と、その用途は以下の通りです。

- ・ 設備備品費：設備や備品を購入するための経費
- ・ 消耗品費：消耗品を購入するための経費
- ・ 旅費：研究開発責任者や研究参加者の旅費
- ・ 人件費・謝金：研究員・技術員・研究補助者、RA(※)等の人件費、謝金

※RA(リサーチアシスタント)については、○研究費(17 ページ リサーチアシスタント ~)を参照下さい。

- ・ (研究員の数)：研究費で人件費を措置する予定の研究員の人数
- ・ その他：上記以外の経費(研究開発成果発表費用、機器リース費、運搬費等)

○購入予定の主要設備 (1件5,000千円以上、機器名、概算価格)

(記入例) ○○○○○○ 15,000 千円
 ○○○○○○ 5,000 千円
 ○○○○○○ 10,000 千円
 ○○○○○○ 5,000 千円
 ○○○○○○ 10,000 千円
 ○○○○○○ 5,000 千円

○特記事項

・ 人件費が研究費総額の 50%を超える場合、消耗品費、旅費それぞれが研究費総額の 30%を超える場合は、その理由を本項に記載してください。

- ・ 研究費について、PMが提示する研究費と異なる研究費を提案いただくことも可能ですが、

その場合は、必要な研究費を記載いただき、その理由を本項に明示ください。ただし、研究費は、PMとの調整後の決定となります。また、PMに対する研究費配分状況次第では、予定研究費の変更がある場合があります。

研究開発実施体制（全体）

	研究開発機関	実施責任者	研究開発における役割	エフオ ート
研究開発提案者グループ		(研究開発提案者) 所属部門・役職名 氏名	当該研究開発における役割の記述	%
研究開発担当者グループ1		(研究開発担当者)		%
...				%

・エフオートには、研究者の年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記入してください。【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】

府省共通研究開発管理システム(e-Rad [<http://www.e-rad.go.jp/>])へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。

○体制内の相互関係

研究開発提案者、各研究開発担当者間が果たす役割の相互関係について記載。
それぞれの研究開発の実施が(個別分散の関係ではなく)、相関して本研究開発の
目標を効率的・効果的に達成しうることを説明する。

○特記事項

・特別の任務等(研究科長等の管理職、学会長など)に仕事時間(エフオート)を要する場合には、その事情・理由を記入してください

○研究開発グループ別の研究費計画（管理経費含む）

	初年度 (H29. 10～H30. 3)	最終年度 (H30. 4～H30. 10)	合計 (千円)
研究開発提案者グループ			
研究開発担当者グループ(1)			
...			
合計(千円)			

表は、参加するグループ数に応じて適宜追加下さい。

研究開発実施体制 1

(研究開発提案者グループの研究開発実施体制)

実施責任者：(研究開発提案者名) _____

研究開発機関：(研究開発機関名) _____ 研究開発実施場所： _____

研究開発参加予定者数： _____ 名

○研究開発実施項目および概要

・研究開発実施項目

・研究開発概要

研究開発提案者グループが担当する研究開発の概要を簡潔に記載してください。

・本提案における位置づけ

本提案において研究開発提案者グループが果たす役割等を記載してください。

○研究費計画 (研究開発提案者グループ)

		初年度 (H29. 10～H30. 3)	最終年度 (H30. 4～H30. 10)	合計 (千円)
直接 経 費	設備備品費			
	消耗品費			
	旅費			
	人件費・謝金			
	その他			
直接経費 合計				
管理経費(直接経費 の合計の10%以下)				
合計(千円)				

研究開発実施体制 2

(研究開発担当者グループの研究開発実施体制)

実施責任者：(研究開発担当者名)

研究開発機関：(研究開発機関名) 研究開発実施場所：

研究開発参加予定者数： 名

- ・ 研究開発提案者以外のグループが必要な場合、研究開発機関ごと本様式(様式6)を記載。
- ・ 産学官からの様々な研究開発機関を研究開発担当グループとすることが可能です。
- ・ 研究開発担当グループの数に上限はありませんが、最適で必要十分な体制を編成してください。研究開発提案者が担う役割が中心的でない、研究開発担当グループの役割・位置づけが不明であるチーム編成は研究開発体制としては不適切です。
- ・ 本様式は必要に応じて追加してください。
- ・ 研究開発担当グループを加えることは、必須ではありません。

○研究開発実施項目および概要

・研究開発実施項目

・研究開発概要

本研究開発担当グループが担当する研究開発の概要を簡潔に記載してください。

・本提案における位置づけ・必要性

本提案に本研究開発担当グループが必要不可欠であることの理由、位置づけ等を記載してください。

○研究費計画 (研究開発担当グループ1)

		初年度 (H29. 10～H30. 3)	最終年度 (H30. 4～H30. 10)	合計 (千円)
直接 経 費	設備備品費			
	消耗品費			
	旅費			
	人件費・謝金			
	その他			
直接経費 合計				
管理経費(直接経費の合計の10%以下)				
合計(千円)				

表は、参加するグループ数に応じて適宜追加下さい。

論文・著書リスト(研究開発提案者)

「本提案に関連する主要な文献」について 20 件程度を上限として記入してください。

○本提案に関連する主要な文献 (研究開発計画で引用している文献を記載)

記載項目は以下の通りです。研究開発計画で引用している論文について、引用順に記入してください。

著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

論文・著書リスト (主たる研究開発担当者)

主たる研究開発担当者が近年に学術誌等に発表した論文、著書等のうち、今回の提案に関連し重要と思われるものを中心に選んで、現在から順に発表年次を過去に遡って記入してください。主たる研究開発担当者 1 人につき 10 件以内で記入してください。記載項目は以下の通りです。項目順は自由です。

著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年

特許リスト (研究開発提案者・主たる研究開発担当者)

○主要特許

近年に出願した特許のうち今回の提案に関連すると思われる重要なものを選んで、**A4 用紙 1** ページ程度で記入してください。記載項目は以下の通りです。項目順は自由です。

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

- ・研究開発提案者

- ・主たる研究開発担当者

他制度での助成等の有無

研究開発担当者および主たる研究開発担当者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

＜ご注意＞

- ・「不合理な重複および過度の集中の排除」に関しては、「(別紙) 応募に際しての注意事項」をご参照ください。
- ・現在申請中・申請予定の研究助成等について、この研究開発提案の選考中にその採否等が判明するなど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、この募集要項巻末に記載されたお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。
- ・面接選考の対象となった場合には、他制度への申請書、計画書等の提出を求める場合があります。

研究開発提案者：

制度名	受給 状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 (代表/ 分担)	(1) 本人受給研究費 (期間全体)	エフォート (%)
					(2) 〃 (H30 年度 予定)	
					(3) 〃 (H29 年度 予定)	
					(4) 〃 (H28 年度 実績)	
					(1) 千円	
					(2) 千円	
					(3) 千円	
					(4) 千円	
					(1) 千円	
					(2) 千円	
					(3) ー	
					(4) ー	

- ・現在受給中または受給が決定している助成等について、本人受給研究費(期間全体)が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください。
- ・助成等が、現在受給中または受給が決定している場合は「受給」、申請中または申請予定であれば「申請」、と記入してください。
- ・「役割」は、代表又は分担等を記載してください。
- ・「本人受給研究費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載してください。
- ・「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む)を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください【総合科学技術・イノベーション会議における定義による】。申請中・申請予定の助成等のエフォートは記載せず、本研究開発プログラムのみに採択されると想定した場合の、受給中・受給予定の助成等のエフォートを記載してください。本研究開発プログラムのエフォートと、現在受けている助成等のエフォートを合計して 100%を超えないようにしてください。
- ・必要に応じて行を増減してください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

主たる研究開発担当者 1 :

制度名	受給 状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 (代表/ 分担)	(1) 本人受給研究費 (期間全体) (2) " (H30 年度 予定) (3) " (H29 年度 予定) (4) " (H28 年度 実績)	エフォート (%)
					(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円 (4) 千円	
					(1) 千円 (2) 千円 (3) — (4) —	

人権の保護および法令等の遵守への対応

研究開発計画を遂行するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換え DNA 実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となります。また、チーム内に海外の研究開発担当者グループが含まれる場合は、研究開発提案者グループおよび国内の研究開発担当者グループの安全保障貿易管理に係る規程の整備状況について、必ず記載ください。

なお、該当しない場合には、その旨記述してください。

特記事項

○特記事項

・ 海外の研究開発機関を研究開発体制に加える場合は、募集要項「Ⅱ. 1. (1) 応募要件等」(5 ページ ~)をご参照の上、海外の研究開発機関に所属する研究開発者が必要であることの理由を本項に記載してください。

○PMとの関係について

以下の項目 a. ~d. のうち、該当する項目をチェックして下さい。

項目	内容	チェック欄
①	PMと親族関係にある者もしくはそれと同等の親密な個人的関係。	該当有り ☐
②	PMの兼業元あるいは出向元である大学、独立行政法人等の研究機関に所属している者。あるいは、同一の企業に所属している者。	該当有り ☐
③	PMと緊密な共同研究を行っている者。または過去 5 年以内に緊密な共同研究を行った者。	該当有り ☐
④	過去に通算 10 年以上、PMと「密接な師弟関係」あるいは直接的な雇用関係にあった者。「密接な師弟関係」とは、同一の研究室に在籍したことがある場合を対象とします。また所属は別であっても、PMが実質的に研究指導を行っていた期間も含みます。	該当有り ☐

V. 応募に際しての注意事項

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

また、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施しているeラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム(CITI Japan eラーニングプログラムを含む)を申請時点で修了している場合は、申請時に応募入力フォーム上で修了していることを申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合(所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において CITI Japan eラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan eラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、申請時に応募入力フォーム上で修了していることを申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて CITI Japan eラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講は、平成 29 年度公募申請用 CITI ウェブサイトから行ってください。

(公募申請用 CITI <https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>)

※受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu[at]jst. go. jp

(※スパムメール対策をしています。送信の際は[at]を@に換えてください。)

■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 山海 PM 公募担当

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

E-mail: impact-cybernetics@jst. go. jp

2. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称およびその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。)の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- 1) 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 2) 既に採択され、配分済の競争的研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 3) 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- 4) その他これらに準じる場合

なお、本プログラムへの応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には、巻末のお問い合わせ先(impact@jst. go. jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○「過度の集中」に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 1) 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 2) 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 3) 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- 4) その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、巻末のお問い合わせ先(impact@jst.go.jp)まで速やかに報告してください。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

(「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」(平成24年10月17日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)より)

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○ 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

3. 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

○科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。

これらの研究提案内容やエフォート(研究充当率)²等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は減額配分となる場合があります。

○上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本プログラムに応募することはでき

² 総合科学技術・イノベーション会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。

ません。

○研究開発提案者が平成 29 年度および平成 30 年度に他の制度・研究助成等で 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨に照らして、総合的に採否や予算額等を判断します。複数の制度・助成で合計 1 億円以上の資金を受給する予定の場合は、これに準じて選考の過程で個別に判断します。

なお、応募段階のものについてはこの限りではありませんが、その採択の結果によっては、本プログラムでの研究提案が選考から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。また、本募集での選考途中に他制度への応募の採否が判明した際は、巻末のお問合せ先(impact-cybernetics@jst.go.jp)まで速やかに連絡してください。

4. 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（１）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究開発契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（２）申請及び参加³の制限等の措置

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者⁴に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本プログラムへの申請および参加の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限される場合があります。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申

³ 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

⁴ 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への共同研究者等として参加することを指します。

不正使用及び不正受給への 関与による区分	研究費等の不正使用の程度		相当と認められる期間
1. 不正使用を行った研究者 及び共謀した研究者	(1). 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	(2). (1) 以外	① 社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為 の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
3. 不正使用に関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			不正使用を行った研究者 の応募制限期間の半分 (上限 2 年、下限 1 年、 端数切り捨て)

※以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(3) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本プログラムへの申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

5. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度⁵において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成 29 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成 28 年度以前に終了した制度においても対象となります。

6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

○ 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

本プログラムの応募、研究実施等に当たり、研究開発機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）⁶の内容について遵守する必要があります。

研究開発機関においては、上記ガイドラインに基づいて、研究開発機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。

上記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費（本プログラムにおける管理経費含む）削減等の措置が行われることがあります。

○ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究開発機関では、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託研究開発契約締結日までに、研究開発機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府

⁵ 他の具体的な対象制度については下記 URL の競争的資金制度一覧をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

その他、平成 28 年度以前に終了した制度および平成 29 年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度は変更される場合がありますので、適宜ご確認ください。

⁶ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 29 年 6 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記 HP に示された提出方法の詳細とあわせ、下記 HP を参照ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究開発機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

○ 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本プログラムへの研究開発課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究開発課題が採択された後、委託研究開発契約の締結手続きの中で、研究開発責任者は、本プログラムへの研究開発課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を必要に応じて提出することが必要です。

7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究開発機関は、本プログラムへの応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。)⁷を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費(本プログラムにおける管理経費含む)削減等の措置を行うことがあります。

⁷ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

8. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究開発機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究開発実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、契約締結日までに、研究開発機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されることが必要です。ただし、平成 29 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP を御覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページを参照ください。）

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

9. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下の通り厳格に対応します。

（１）契約の解除等の措置

本プログラムの研究開発課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託研究開発契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（２）申請及び参加資格制限の措置

本プログラムによる研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管

の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間 (特定不正が認定された年度の翌年度から ⁸⁾)
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3. 1及び2を除く特定不正行為に関与した者		2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(3) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省の競争的資金制度による研究活動の不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

⁸ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(4) 不正事案の公表について

本プログラムにおいて、研究開発活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要(研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の概要(不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の内容、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究開発機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360839.htm

10. 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究開発を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究開発機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究開発活動や海外研究開発機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下の通りです(改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください)。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針(平成13年文部科学省告示第173号)
- ・ ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針(平成21年文部科学省告示第156号)
- ・ ヒトES細胞の使用に関する指針(平成21年文部科学省告示第157号)
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- ・ 疫学研究に関する倫理指針(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成14年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針(平成15年厚生労働省告示第255号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- ・ ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18年厚生労働省告示第425号)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)
- ・ 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ホームページをご参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

1 1. 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究開発機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究開発機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究開発成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究開発機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技

術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

12. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

VI. 革新的研究開発推進プログラム（I m P A C T）について（参考）

1. 革新的研究開発推進プログラムについて

（１）目的

現在、我が国は、激しい国際競争にさらされ、また、深刻な社会経済的課題に直面しています。これらを克服するため、我が国の将来の産業や社会のあり方に大きな変革をもたらすことが重要であり、チャレンジ、オープン、イノベーションといった姿勢・取組を促す行動が求められています。「革新的研究開発推進プログラム」（以下「I m P A C T」という。）は、その具体的な行動の一つであり、研究開発現場のマインドセットの変換、内向き志向からチャレンジ精神への大転換、自前主義からオープンイノベーションへの転換を目的とした「実現すれば社会に変革をもたらす非連続的なイノベーションを生み出す新たな仕組み」です。

I m P A C Tの究極的な目的は、「イノベーションに最も適した国」「起業、創業の精神に満ちあふれた国」の実現です。勿論これはI m P A C Tのみで達成できるものでないことから、I m P A C Tで生み出す成功事例を、我が国の各界が今後イノベーションに取り組む際の行動モデルとして示すことも目指しています。

（２）I m P A C Tの特徴（【参考１】参照）

I m P A C Tの特徴は次のとおりです。

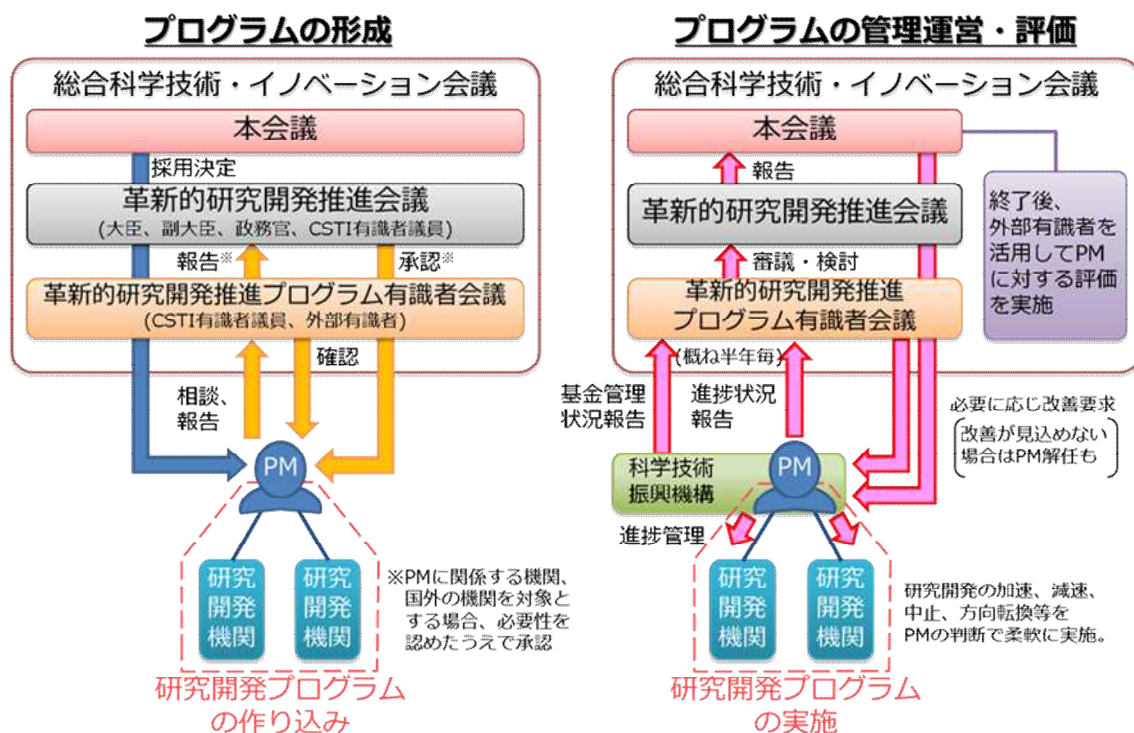
- ① I m P A C Tは、必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成することを特徴とします。即ち、実現すれば産業や社会のあり方に大きな変革をもたらし、我が国はもとより世界を驚かせるような革新的なイノベーションの創出を目指し、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進します。
- ② I m P A C Tは、総合科学技術・イノベーション会議が設定するテーマについて優れたアイディアアイディアをもつプログラム・マネージャー（以下「PM」という。）を厳選し、大胆な権限をPMに付与し、優秀な研究者とともにイノベーションを創出することを特徴とします。即ち、PMがプロデューサーとして研究者をキャスティングし、研究開発のデザイン力・マネジメント力と、我が国のトップレベルの研究開発力を結集します。

革新的研究開発推進プログラムの特徴

1. ハイインパクト	
非連続 イノベーション	総合科学技術・イノベーション会議の設定するテーマに基づき、必ずしも確度は高くないが成功時に大きなインパクトが期待できるような（ハイリスク・ハイインパクトな）チャレンジを促し、起業風土を醸成する。
2. プログラム・マネージャー（PM）	
PMへの大胆な 権限の付与	総合科学技術・イノベーション会議が、優れたアイディアアイディアをもつPMを厳選し、大胆な権限をPMに付与。PMがプロデューサーとして研究者をキャスティングしつつ、研究開発プログラムを企画、実施管理。
3. その他（執行面の特徴）	
基金による運営	JST に多年度にわたる基金を設立し、研究開発経費等を配分。 経費の使途・金額の変更に高い自由度。 経費の翌年度への繰越が可能（研究開発機関から JST への手続きが必要）。
PM支援体制	JST がPM支援体制を構築。 PMのマネジメントの下、JST と研究開発機関との契約により研究開発を円滑に実施管理。

2. ImPACTの実施体制について

ImPACTは、ImPACT全体の司令塔機能を担う総合科学技術・イノベーション会議、研究開発プログラム全体のマネジメント等を行うPM、PMの構想を実現するための研究開発を行う研究開発機関、（及びPM活動を支援し基金の管理を行うJST）により実施されます。



（1）総合科学技術・イノベーション会議の役割

総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」といいます。）は、本会議の下に、「革新的研究開発推進会議」（以下「推進会議」といいます。）「革新的研究開発推進プログラム有識者会議」（以下「有識者会議」といいます。）を開催し、ImPACTの着実な推進を図ります。

① CSTI 本会議

推進会議、有識者会議の開催のほか、PMの採用を決定するとともに、研究開発終了後にPMの評価を実施します。また、事由により、PMが実施する研究開発プログラムの継続の可否についても判断する場合があります。

② 推進会議

CSTIの下に設置され、革新的研究開発推進プログラムの基本的な方針、PM及びPMが企画・立案し実施管理を行う研究開発（以下「研究開発プログラム」といいます。）の選定、フォローアップ等についての審議・検討を行います。特に、PMがPMに関係する機関又は日本国外の機関を研究開発機関として選定しよう

とする場合、選定の承認を行います。

③ 有識者会議

推進会議の下に設置される会議で、I m P A C Tの推進に関し、

- ・ P Mが選定した研究開発機関についての確認
- ・ P Mからの進捗状況報告（概ね半年毎）
- ・ P Mへの助言、必要に応じて改善の要求等、を行います。

（２） P Mの役割

自ら構想する研究開発プログラム全体のマネジメントを行い、研究開発の成果を革新的なイノベーション創出に結び付けるプロデューサーとしての役割を担います。必要に応じ P M補佐を設置し、 P Mの業務を支援します。

P Mは研究開発の進捗状況等に応じて、研究開発プログラムの加速、減速、中止、方向転換等を柔軟に実施することや、当初の目標とは異なるがハイインパクトな成果が見込めるなど新たな展開が見込める場合、柔軟に研究開発プログラムを見直すことができるなど、研究開発プログラムの推進における大きな権限を有します。

なお、 P M に対する評価・進捗管理は、 C S T I、推進会議、有識者会議により行われ、研究開発プログラムの進捗に関しては、 P Mから有識者会議に対して概ね半年毎に報告を行うこととなります。さらに、研究開発プログラム終了後には、 C S T I から、評価を受けることとなります。

（３） 研究開発機関の役割

P Mの研究開発プログラムに基づき、その実現を図り、非連続的なイノベーションにつなげるため、必要な研究開発を実施します。

研究開発機関は P Mが選定し、有識者会議の確認等を経て決定します。決定後、研究開発機関は J S Tと委託研究開発契約を締結し、研究開発を開始します。

研究開発の推進においては、適宜 P Mに進捗等を報告するとともに、 J S T に対しては、各年度毎（年度終了後 1 ヶ月以内）に研究開発の実施状況及び経費毎の研究費の収支状況を明らかにした実施状況報告書を提出します。

なお、 P Mが進捗状況等に応じて加速、減速、中止、方向転換等を判断した場合、研究開発機関は P Mの判断に従うことが求められます。（必要に応じて J S Tと委託研究開発契約の変更等を行います。）

（４） J S Tの役割

C S T I が決定した P Mを雇用・支援し、 P Mが選定した研究開発機関と委託研究開発契約を締結します。また、 I m P A C Tの研究開発等に必要な経費として設立された革新的新技術研究開発基金の運用等を行います。

3. 研究開発プログラムについて

(1) 研究開発プログラムとは

PMが自らのハイリスク/ハイインパクトな構想を、実現し非連続なイノベーションにつなげるための計画であり、各研究開発機関は、研究開発プログラムに基づき、それぞれの研究開発を行うことになります。PMは、研究開発プログラムを実施管理し、研究開発の進捗状況等に応じて、各研究開発の加速、減速、中止、方向転換等を行うとともに、当初目標とは異なるもののハイインパクトな成果が見込めるなど新たな展開が見込める場合は、PMの判断により柔軟に研究開発プログラムを見直すこととなります。各研究開発機関はPMの判断に従うことが必要になります。

(2) 全体期間と最終年度の取扱い

研究開発プログラムの実施期間は、原則として3年間以上5年間以内となり、PMが設定します。ただし、平成26年度は日数にかかわらず1年間と計算します。また、各研究開発機関における研究開発実施期間は、PMが、研究開発プログラムの実施期間内で必要な期間を設定することになります。ただし、ImPACTの終了年度である平成30年度においては、研究開発の終了時期は平成30年12月末日までとなります。(以後は管理期間として、成果とりまとめ等のための人件費等のみ支出可)

公募に関するお問い合わせ先：
JST 革新的研究開発推進室 山海PM公募担当
TEL：03-6380-9012
E-mail： impact-cybernetics@jst.go.jp